

地域活性化統合事務局所管業務の総括

業務等	制度の概要	実績	評価・今後の方針
地域活性化統合事務局 (H19)	・H19.10に、総合的な地域活性化施策を推進するため、構造改革特区等4制度に係る事務局が統合して発足。		・4制度を中心とする縦割り体制が残り、連携が不十分。 ・地域ブロックを基本とした体制に改め、関係省庁とも連携して、地域に対する総合的なコンサルティング・支援を行う。
構造改革特区制度 (H14)	・規制改革及び地域活性化を目的として、H14に創設。 ・一般から規制の特例措置について提案を受け、各省庁と調整して採否を決定。 ・地方公共団体は、実現した規制の特例措置の活用について計画を策定、国が認定し、地域の特性に応じた規制の特例措置を実施。	・これまで年2回、16次にわたり特例措置について提案募集。 - 15次までで提案件数4,643件(重複を除く)。 - 実現653件(特区218、全国対応435)、今後検討予定11件、未実現1,693件(15次まで)。 - 実現した特例措置の応用として1,088特区(全国展開等に伴い、現在は365)を実現。	・創設当初は勢いがあったが、近年は提案件数、実現件数等低迷傾向。 ・制度の幅広い方面へのPR、実現した特例措置の周知を図る。 ・複数の特例措置の組合せ、より総合的な対応が可能な「総合特区」制度の創設を検討する。 ・抜本的な規制改革につながるような本来の特区制度の原点に立ち返る。
中心市街地活性化制度 (H10)	・中心市街地の活性化に関する法律がH18.8に改正され、「選択と集中」を図るために、市町村が作成する基本計画の内閣総理大臣による認定制度を創設。 ・認定された基本計画を政府全体で重点的に支援し、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。	・H18法改正後90の市町村による92の基本計画を認定。(最初に認定を行ったH19.2以降、H22.1現在まで)。 ・認定中心市街地に対する認定と連携した支援措置の額 H20年度:586億円(国費(配分額))、 H21年度:664億円(国費(予算額)) (H21.3時点、認定数75市77件)	・H21年度の評価について、現在、市町村が認定基本計画のフォローアップの作業を実施中。数値目標の達成度合い等に対する原因分析をきめ細かく行う。 ・市町村からの相談に応じ、蓄積してきた知見・ノウハウや人的ネットワークに基づくソリューションの提案を推進。
都市再生制度 (都市再生緊急整備地域) (H14)	・H14制定の都市再生特別措置法に基づき、都市再生の拠点として緊急かつ重点的に市街地整備を推進すべき地域を政令で指定。 ・都市再生特別地区制度による規制緩和、国が認定した民間都市開発プロジェクトに対する税制・金融上の特例措置等を行う。	・都市再生緊急整備地域の指定:65地域、6,612ha 民間投資見込み:約12兆円(経済効果 約25兆円) うち投資済み(推計):約6兆円(経済効果 約12兆円) ・都市再生特別地区の都市計画決定:47地区 ・民間都市再生事業計画の認定:31事業	・都市の複合機能を有する拠点形成、民間による公共公益施設整備、エリアマネジメント等に注力。 ・一方、プロジェクトの実施が皆無である地域があるなど、指定後のフォローアップが不十分。地域指定の検証を行うとともに、より実効性のある制度となるよう都市再生基本方針の見直し等を検討。
地域再生制度 (H17)	・地方公共団体による地域再生のための自主的な取組を支援することを目的としてH17に創設。 ・地方公共団体が策定した地域再生計画を国が認定し、国は当該計画に基づき、各種の支援措置を講じる。	・原則年3回、過去14回にわたり計1,173件の計画を認定。 ・地域再生基盤強化交付金(708件、約5900億円)、利子補給金(H20創設、融資総額42億円に対して約1300万円)を投入。	・本来、総合的な地域活性化施策のプラットフォームとなるべき本制度が、限られた支援措置の活用のために使われている傾向。 ・各種支援措置の連携を高め、地方公共団体にも地域再生の自主的な取組を求めることを通じ、総合的な地域活性化の実現を図る。
地方の元気再生事業 (H20)	・地方再生戦略(H19.11)を受けH20年度に創設。地域住民や団体等の創意工夫を活かした地域活性化の取組の立ち上がり段階を支援。 ・NPOや官民連携協議会等による地域固有の実情に即した先導的な地域活動等を公募して選定。	・H20年度(予算25億円):1,186件の応募から120件を選定。 ・H21年度(予算47.5億円):696件の応募から191件を選定。 (この他にH20年度からの継続分が96件有り)	・一定の支援成果があったが、支援終了後の事業継続等に問題もある。 ・本事業はH21年度で終了。支援案件のフォローアップを行い、事例分析や参考情報の蓄積を行い、事務局の地域活性化サポート機能を強化。
環境モデル都市 (H20)	・洞爺湖サミットでの温室効果ガスの大幅削減に関する合意等を踏まえ、H20.7およびH21.1に対象都市を選定。国が実現を支援。 ・各都市は、今後5年間・2020～30年・2050年までの削減効果とその算定根拠、今後5年間の具体的事業内容・取組スケジュールを含む「アクションプラン」をH21.3に策定。	・現在13都市を選定(応募件数82件)。 ・2度の国際会議(H20.12、H21.10)で国内外へ情報発信、全国に先駆けた温室効果ガス削減事業を実施。	・モデル都市を中心とする低炭素都市推進協議会(168団体)加入の全85市町村が、モデル都市と同様の意欲的なアクションプランの検討を開始。 ・H22.5頃第1回フォローアップ実施予定。

規制改革推進・公共サービス改革推進の総括

業務等	制度の概要	実績	評価・今後の方針
規制改革の推進 (H7)	・H19.1発足の規制改革会議が答申をとりまとめ。同答申等を踏まえて「規制改革推進のための3か年計画」を累次にわたり策定・改定。 ・国民からの年2回の規制改革要望を受け、関係省庁と調整を行い、規制改革推進本部(全閣僚で構成)において決定。	・「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)において1,417項目の規制改革事項に対処。 ・国民からの要望は、平成15年度開始以来、累計9,271件受付。うち、各府省が対応するとして案件は578項目。	・従来は事務レベル調整が前提のため、大きな利害調整を要する案件対応は停滞。ゼロベース、政治ベースによる調整が必要。 ・今後は、行政刷新会議に新設される分科会において改革を推進。 ・国民からの要望受付は「国民の声」プロジェクトとして再スタート。
公共サービス改革推進 (H18)	・H18.5公共サービス改革法が成立。同年7月に法施行とともに官民競争入札等監理委員会が発足。 ・H18.9公共サービス改革基本方針策定案を関係省庁と調整後、官民競争入札等監理委員会へ付議、閣議決定。	・6回の公共サービス改革基本方針の策定・改定に伴って官民競争入札・民間競争入札の導入を決定した事業数は96。 ・入札済みは62事業。経費削減効果は1年当たり約182億円。	・公共サービス改革に対して各省庁は総じて消極的。 ・過去の官民競争入札・民間競争入札の落札状況(受注先変更等の実態)を精査するとともに、今後の対象事業の抽出方法等について新たな基準等を検討する。